

## 真政圓忍律師の伝記と行跡について

藤谷厚生

近世期の戒律復興運動は、言うまでもなく近世日本の仏教復興運動の先駆となるものである。この戒律復興運動は、京都槇尾山西明寺平等心王院において俊正明忍律師が慶長七年（一六〇二）に自誓受戒し、通受比丘になったことに端を発している。この流れは、明忍律師から賢俊良永律師へと進展し、さらにその法嗣である真政圓忍律師へと受け継がれて行く。すでに、拙論で述べた如く、良永律師は高野山円通律寺に新たに「一夏竟離依止の法」の律幢を宣揚することで、当時最も高名な律匠と仰がれ、他宗の僧に戒律を普及せしめ、当時の仏教復興に少なからずの影響を与えた。また、その後を受けた圓忍律師は、泉州堺に江戸期の律三僧坊の一つである大鳥山神鳳寺を興し、ここに戒律復興の一潮流が生じることとなる。(一)

本稿は、そういった江戸初期の戒律復興の流れに大きな足跡をのこした神鳳寺派の中興の祖である圓忍律師についての研究ノートであり、特に『真政和尚行業記』を中心にその伝記資料を読み解くことにより、律師の行跡と生涯を明確にしようとするものである。尚、以下に圓忍律師の伝記（漢文献）資料を書き下して翻刻し、文末に語注を付した。また、諸伝記・資料を基に、律師の年譜も追記した。

キーワード：真政圓忍、神鳳寺、近世戒律復興、『真政和尚行業記』

〔翻刻本文〕（一丁 卷首より）  
『真政和尚行業記』

### 圓忍和上行業記序

蓋し聞く、仏法東漸して律燈創て<sup>はじめ</sup>招提に曜やき、戒光再び<sup>\*</sup>西大に興る。星霜を経ること久しくして、法の衰えたるを慨き、<sup>\*</sup>明忍律師、<sup>\*</sup>槇嶺に傑起して<sup>\*</sup>興正の法水を清ふす。爾しより来た、遺法遠く伝わり、南北に分かる。今、吾が朝に於いて<sup>\*</sup>如法僧坊と称する者、<sup>\*</sup>槇峯<sup>\*</sup>鳥山<sup>\*</sup>龍岳の唯だ三寺のみ。仰ぎ観るに、明忍・<sup>\*</sup>圓忍両祖の徳号、僅かに一字を異にして、大いに志願を同じうす。謂う可し至妙奇なりと。泉南に超海という大徳有り。<sup>\*</sup>顯密の刃を磨き行字を兼帯し<sup>\*</sup>等夷に<sup>\*</sup>超邁す。乃ち開祖の徳を尊び遺恩の深きことを省みて、詳に伝記を輯し<sup>\*</sup>後昆に残さんと欲す。其の流れに遊泳して本源に<sup>\*</sup>遡洄するは古聖の讚ずるところ、善を見て挙げざるは<sup>\*</sup>儒君も猶を禁ず。予、不肖を愧ずと雖も需に応じて<sup>\*</sup>鄙辭を冠す。

時<sup>\*</sup>享保五庚子歲夏首穀旦

<sup>\*</sup>洛乾<sup>\*</sup>密嚴七十四翁<sup>\*</sup>通受比丘<sup>\*</sup>妙辨謹記

## (語注)

- \*招提…唐招提寺のこと。鑑真和上が、初めて唐より律儀をわが国伝えて以来、唐招提寺を中心に律学が盛んになった。
- \*西大…西大寺のこと。鎌倉期に、西大寺の興正菩薩叡尊が再び戒律の復興をはかった。
- \*明忍…俊正明忍(一五七六〜一六一〇)のこと。京都・槇尾山に西明寺平等心王院を興し、近世戒律復興の先駆を果たす。対馬にて三十五歳で入寂。
- \*槇嶺(峯)…明忍、慧雲、有尊らの律僧らによって復興された京都の槇尾山西明寺平等心王院のこと。近世戒律復興の根本道場となる。
- \*興正…真言律宗の祖、西大寺の興正菩薩叡尊(一一二〇〜一二九〇)のこと。
- \*如法僧坊…律の規定によって結界され、戒律を護持する僧坊。
- \*鳥山…真政圓忍、快圓惠空らによって復興された真言律宗南方一派、和泉(堺市鳳)にあった大鳥山神鳳寺のこと。
- \*龍岳…慈忍によって復興された河内(羽曳野市)の青龍山野中寺のこと。
- \*圓忍…真政圓忍のこと。
- \*顕密…顕教と密教。仏教全般。
- \*等夷…同輩、仲間。
- \*超邁…優れてぬきんでいること。
- \*後昆…後世の者。
- \*遡洄…さかのぼること。
- \*儒君…儒教で云う君子のこと。また、儒教の教え。

\*鄙辞…つまらぬ文章。(謙遜して云う)

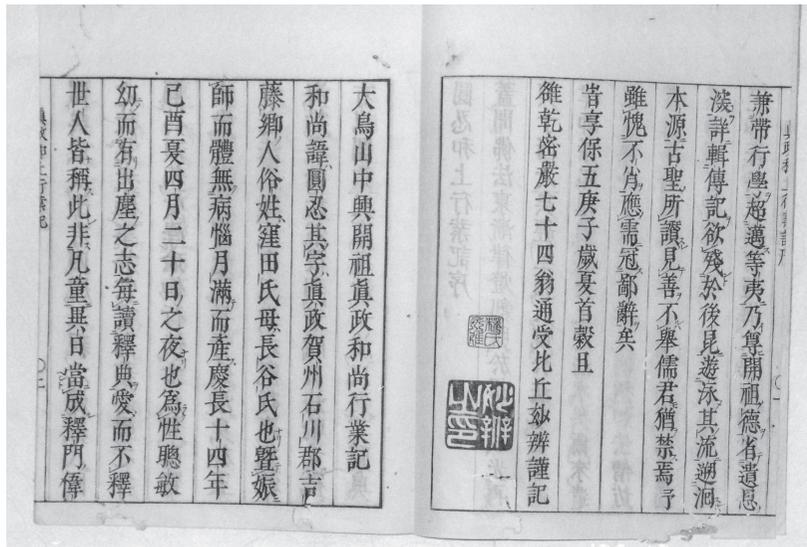
\*享保五庚子…一七二〇年

\*洛乾…洛は京都、乾は北東。

\*密巖…寺院の名前(京都市周山町の観音寺山の密巖寺「廢寺」か?)不明。

\*通受比丘…三聚浄戒を自誓通受で具足した比丘。

\*妙辨…神鳳寺派の律僧。神鳳寺第四世。永雅房妙辨。神鳳寺一派僧名帳には「具戒得時 延宝六年正月十三日辰時 中分 享保十二龍集乙未正月十五日示寂」とあり、生年は不詳であるが、享保十二年(一七二七)に入寂している。具足戒を受けたのが延宝六年(一六七八)であるから、恐らく一六五九年頃の生年と推測される。



『真政律師行業記』一丁裏・二丁表

〔本文〕（二丁 初めより）

\*大鳥山中興開祖真政和尚行業記

和尚、\*諱は圓忍、其の\*字は真政、\*賀州石川郡吉藤郷の人、俗姓は窪田氏、母は長谷氏なり。師を娠するに暨びて体病悩なく、月満ちて産す。慶長十四年己酉夏四月二十日の夜なり。性為らく\*聡敏、幼にして\*出塵の志あり。\*釈典を読む毎に愛して釈てず。世人みな称す、「此れ凡童に非らず、\*異日、当に\*釈門の偉器と成るべし」と。歳十有四に及んで、二親の\*羈絆を脱して国の\*伏見寺に入り、快玄闍梨に師とし事ひ、\*志学の年、其の頂相を圓にし、\*瑜伽の行法を受学し、十八にして高野山に登り、\*密灌を\*寶光院の長青公に受け、身を\*五智の法水に浴し、心を三密の觀行に凝らし、専ら\*教海を探り譽れを論場に揚ぐ。然して後、\*峨山法輪寺に到り、\*有以闍梨に従ひて又た道教の一流を稟け、以て其の\*闍奥に到る。師、曾て謂ふらく、「仏門の要、但だ\*三学に在り。三学の中、戒を前陣と為す。前陣若し敗せば後軍何ぞ進まん。如かず先ず戒足を固くせんには。」時に\*賢後の永和上、\*南岳の圓通寺に住し、宏に\*毘尼幢を樹つ。之に依つて心を\*木叉に留むる者来たりて其の壇に登らざるといふことなし。\*師、慕仰礼謁、乃ち請して\*力生と為し始めて\*息慈の戒を受く。和上其の法器なることを知りて、\*錘愛尤も渥く、乃ち授くるに\*阿字觀秘法を以てす。師乃ち之を修習して、暑威石を爍かし陰気膠を折るの日と雖も、未だ曾て怠弛せず。一朝豁然として省悟して\*四肢軽安なることを覺ふ。

\*正保乙酉の春、自ら誓つて\*三聚大戒を受得す。時に年三十有七、然して後広く律論を学し\*持犯を審究し、\*戒珠を浮囊に護り、\*禪那を磨錘に修し、身心俱に潔きこと氷雪の如し。\*進具の後、和

上に随ふこと纔かに三寒暑。和上、俄かに將に\*圓寂に入らんとす。故へを以て師をして席を圓通に継がしむ。蓋し此の寺は\*智證大師の開創にして、東大寺\*重源法師遁隱の地なり。\*山口但州重政公再建して良永和上を請して、以て中興の祖と為す。其の後、\*明曆丙申の春、\*回祿の災に罹り<sup>か</sup>仏殿僧舎一時に寒灰と化す。

時に東都に\*山口修理の亮弘隆公という者有り。即ち是れ重政公の嫡子にして、\*台徳院君に事ふ。同じく師の徳光を仰いで敬崇甚だ深く、法要を諮問し護念また至る。故に黄金若干を捨して復興の資と為す。未だ幾ばくならざるに、\*煥然として一新して舊の如し。後数々信を通ず。師の報書、才に\*粗楮を以てす。其の委囑、只だ君父に忠孝し仏神を信敬せんことを諭するのみ。都て\*隻字の他事に及ぶ無し。一日隆公、諸公と\*會讌し談師の事に及ぶ。乃ち其の書を出して之に示す。諸公皆な\*節を撃ちて歎じて曰く、「鹿紙を擇ばず、一語世事に涉らず、謂ひつ可し真の大沙門なり」と。他の為に貴重せらるること、率<sup>おほむ</sup>ね此くの如し。

\*慶安己丑、\*了性の空律師、和の法隆寺北室院を以て、師をして補処せしむ。固辞すれども許さず。遂に己むことを得ずして、乃ち兩刹に主たり。広く徒衆を摂し、<sup>おおい</sup>丕に化門を開く。茲に因つて名翼遠く飛び、声価時に重く、\*木菴禪師藥山に於て戒壇を開くの時、師を請して証明の阿闍梨と為す。

師、偶たま泉の\*瀧山国分寺に遊ぶ。斯の地や、\*智海上人棲身修禪の勝場にして、光明皇后聖誕の所なり。寺を去ること数十歩にして瀑流有り、故に瀧山と号す。若し亢旱に遇へば、則ち\*黔黎茲に來たりて、雨を求む。必ず応あり。彼の飛泉の側に石窟あり。纔かに膝を容る可し。時に來たりて宴坐す。四辺に奇石大小相い列りて、宛も\*生公の説法を聴くが如し。至若ならず、怪巖嶺に聳え、靈松

壑を蔽い、瀧水潺湲として、遊ぶ者は頻りに精神清爽たることを覚えて、殆んど身の\*素詞に在ることを\*妄<sup>わす</sup>る。師、一夏独り其の石窟に安居したもう。待者は国分寺に住して、晨粥午飯の時至れば、以て送供す。師禪定に入る毎に、必ず寢食を忘る。有る時、試に粥飯を告げざること三日、而るに師、儼然として動ぜず。禪坐自若たり。真に是れ\*禪悦為食の謂か。又、撰の勝尾山に登る。其の境、\*崢嶸として遙かに\*塵縁を隔つ。師、深く修禪に便あるを愛して、跡を此の山中に晦まし、精練すること数歳。

\*寛文改元の年、圓通寺を快圓\*比呼に附し、北室院を真讓\*苾芻に囑し、自ら和の\*法起寺に退居し、以て終焉の所と為す。此の寺は、乃ち\*豊聡太子の草創したまう所なり。年序久故を以て、堂舎損壞し\*椽梁差脱す。師、將に繕治を加えんとす。遠近の有志者、力を勦せて不日にして、十が八九を成す。一日傭僕、誤て塔上より墮つ。精神昏眩として、幾んど死ぬるが如し。道俗大いに驚きて呼喚すれども應へず。良医手を縮めて退く。師、<sup>ようや</sup>寝く\*千手大悲呪を誦して水を加して、彼の面に灑ぐ。\*忽爾として\*蘇息す。見聞の輩、皆な道力の所致なりと称す。同じく八年戊申、夏天大いに旱し、月弥て雨らず。\*稼穡將に槁れんとす。村民甚だ憂えて、遂に師に謁して救いを求む。師、黙止することを得ず、乃ち請雨の秘法を和の\*太子山藏王堂の龍池の側に修す。\*靄雲油然として甘雨河を傾くるが如し。農父、未曾有なりと嘆ず。爾してより後、需に応じて雨を祈るに驗ならざるは無し。今に至るまで世人みな言う、忍師世に住せば、誰か炎旱に苦しまん。嗚呼、盛なるかな。

\*延宝改元癸丑年春三月\*圓師の請に因て、神鳳寺勸学院を以て\*四方僧坊と為す。故に衆僧師を以て、中興の始祖と為す。凡そ師の駐錫の地、盛りに毘尼道を振う。道俗\*靡然として帰投すること

雲の岫に帰るが如し。其の弋獵捕魚を以て、業に為す者の如きに至るまで、師の教化を蒙<sup>こうむ</sup>て、或は、弓矢を折り、或は\*網罟を毀る。且つ慈行の深きや。<sup>おおむね</sup>\*大都生命を見ては、必ず贖<sup>あがな</sup>ひ以て之を放ち、\*汚者に逢うては、即ち施利を分かちて之を与う。一冬寒夜、\*凍餒の者の苦を憐れみて、自ら謂<sup>いわ</sup>らく、所貯の衣被を以て当に施すべしと。明晨<sup>たちまち</sup>乍乞人有り、来たりて曰はく、「師に施衣の志有るを知るが故に来たり求む」と。師、時に前夜の施心早く外に通ずることを悦びて、一\*衲衣を出して之れに与う。蓋し此の乞は、定<sup>さだめ</sup>て異人なり。又、一日\*聖僧を供せんと欲す。時に異僧来たりて供を受く。師、凡庸に非ざることを知りて、人をして其の去處を追わしむ。途中にして、\*俄然として所在を失す。乃ち知んぬ、是れ聖僧なることを。斯れらの靈異往々に之れ有り。然るに、\*緘黙して語せず。謙慎なること知んぬ可し。

一日、微疾を示す。自ら起ざることを覚えて、因て純空比丘に命じて法起寺主と為す。諸徒を集めて、遺訓を垂れ了て、手に密印を結び、口に弥陀を唱う。看侍者問いて曰はく、「念仏の要旨如何ん」と。答えて曰はく、「心仏衆生、三皆無性、以無性性、而唱仏号」と。言い畢て亦た念仏す。一両声安詳として化す。実に\*延宝五年丁巳冬十有二月二十五日なり。享寿六十有九。律乘に居すること三十三夏なり。遺体を\*極楽寺の西北に窆<sup>ほむ</sup>り、以て塔を建つ。嗚呼。師、三十年來\*脇席を沾さず。常に\*利物を以て本懐と為す。其の\*泥日に連んで\*緇白哀慟して、\*考妣を喪するが如し。且つ\*金口の教勅に遵じて、北室院に於いて\*分衣の法を行す。遺物を出すに及んで、大衆\*潛然として敢えて仰視するに忍びず。其の嗣法の弟子は、慧忍の然公、純空の照公、真讓の性公、快圓の空公、懷遠の辨公、覚照の密公、玄慧の関公、瑞光の堂公らなり。各々一方に分居して、

律燈を挑げて皆な人の為に重せらるる者なり。其の余、\*五八の禁戒を授け、総持の妙業を与うる者、幾許<sup>いくばく</sup>ということを知らず。師、法務の暇に撰する所の書、凡そ世に現行するは、\*修善要法集と曰い、\*初学要法集と曰う也。\*海、臘淺徳非にして、辱けなく流れを汲んで、以て末裔と称す。追慕の至りに勝へず。聊か其の行業を記して、以て後考に備うと爾か云う。

時に

\*正徳三年\*龍集癸巳\*季夏哉\*生魄 於泉州大鳥郡平井邑寶林山  
\*安楽寺 苾芻\*超海通性欽記

(語注)

\*大鳥山…現在の大阪府堺市鳳にある大鳥大社。江戸初期、この神社境内に真政圓忍律師が中興となり、再興された神鳳寺の山号。

\*諱…生前の実名。

\*字…仮名。実名とは別の通称。

\*賀州石川郡吉藤郷…現在の石川県金沢市専光寺町(吉藤村)

\*聡敏…聡明で俊敏なこと。

\*出塵…出家。

\*釈典…仏教経典。

\*異日…将来、いつか。

\*釈門…仏門。

\*羈絆…足手のまといになるもの。

\*伏見寺…石川県金沢市寺町にある真言宗行基山伏見寺。

\*志学の年…十五歳。論語に「十有五にして学に志し。」とあ

るに拠る。

\* 瑜伽… ヨーガ。ここでは密教の修行のこと。

\* 密灌… 密教の灌頂。

\* 寶光院の長青公… 高野山宝光院の真乘房長青阿闍梨。『金剛峰寺折負輯』三十六頁には「和州平群郡五百井の人であり、… 少にして惠弁瞻利の声を資る。…」とあり、家康が二条城で行った法論の席に招かれた三十人の僧の中に、幼少年ながらも列する程であったから、かなりの俊才であったことが知られる。

\* 五智… 大日如来内證の智慧。法界体性智、大円鏡智、平等性智、妙觀察智、成所作智の五つの智慧。

\* 教海… 教義。仏教の教義は、大変大であるので、海に譬えて教海と言う。

\* 峨山法輪寺… 現在の京都市右京区嵐山にある智福山法輪寺（御室派）。

\* 有以闍梨… 恭畏阿闍梨の弟子。師の恭畏と共に江戸初期に法輪寺を再興した僧。道教の秘術を伝承していたことが伺われる。詳細は不明。

\* 闍奥… 奥義

\* 三学… 戒、定、慧の三学。

\* 賢俊の永和上… 賢俊良永（一五八五～一六四七）。高野山新別所の中興第一世。明忍律師の遺言により、対馬から京の槇尾山平等心王院に登り受具。後、高野山へ戻り新別所を再興。

\* 南岳の圓通寺… 高野山の円通寺・新別所のこと。

\* 毘尼幢… 戒律の旗を揚げる。ここでは、戒律を提唱する

こと。

\* 木叉… 波羅提木叉 (patimoksa) のこと。出家者（比丘・比丘尼）が順守しなくてはならない僧団内の禁則・規則条項（戒律）のこと。

\* 師、慕仰礼謁… 師は、（良永律師の徳を）慕い仰ぎ（律師に）師弟の礼を取り会い見えて。

\* 力生… 和尚 (upadhyaya) のこと。ここでは、戒和尚。

\* 息慈の戒… 沙弥戒。

\* 錘愛… 特に可愛がること。

\* 阿字観… 密教の代表的な冥想法で、心中に阿字を想いながら、究極的には阿字本不生の理を感得しようとするもの。

\* 四肢軽安… 身体全体が軽くなり安定すること。見道に入り初地の菩薩になる時点に体験する。

\* 正保乙酉… 正保二年（一六四五年）

\* 三聚大戒… 大乘の三聚淨戒（攝律儀戒、攝善法戒、攝衆生戒）のこと。

\* 持犯… 持は戒律を守ること、犯は戒律を犯す（破る）こと。

\* 戒珠を浮囊に護る… あたかも浮き袋を持って大海を泳ぎ渡るように、戒律をしつかりと護持すること。梵網經の第三十四輕戒に、「若仏子、禁戒を護持し、行住坐臥、日夜六時にこの戒を誦誦すること、なお金剛の如く、浮囊を帯持して大海を度らんと欲するが如く、草繫比丘の如くなるべし。」とあるに拠る。

\* 禪那を磨鋸に修し… 玉を磨くように冥想修行に勤しむこと。

\* 進具… 具足戒を受け、比丘になること。

\* 圓寂… 入寂すること。

\* 智證大師…天台宗僧の円珍（八一四〜八九二）のこと。

\* 重源法師…念仏聖であった俊乗房重源（一一二二〜一二〇六）のこと。鎌倉期に東大寺を再興した。

\* 山口但州重政公…山口重政（一五六四〜一六三五）は、慶長

十八年に家康の勘氣にふれ改易となり、姫路城主松平式部に預けられる身となっていたが、懇訴が叶えられ、

この時高野山東南院に蟄居を許されていた。後に重政が姫路松平氏に働き掛け、その資財により新別所は再

興される。尚、山口重政は、大阪の陣で功績を挙げ、寛永六年に幕府より一万五千石を賜り、常陸国牛久藩

主として復帰している。拙論「近世初期における戒律復興の「潮流」四天王寺国際仏教大学紀要・人文社会

学部第三七号・一四頁参照。

\* 明暦丙申…明暦二年（一六五六）

\* 回禄の災…火災のこと。

\* 山口修理の亮弘隆…山口弘隆（一六〇三〜一六七七）は、山

口重政の四男。常陸国牛久藩第二代藩主。

\* 台徳院君…江戸幕府二代將軍徳川秀忠のこと。

\* 煥然…立派なさま。

\* 粗楮…粗末な紙。

\* 隻字の他事に及ぶ無し…一字一句として余計なことは言わな

こと。

\* 會謙し談師の事に及ぶ…宴会で話が、圓忍律師の事に及んだ。

\* 節を撃ち…共感して

\* 慶安己丑…慶安二年（一六四九年）

\* 了性の空律師…法隆寺北室院・極楽寺に住した了性明空律師。

西明寺で受具。

\* 木菴禪師…黄檗宗萬福寺二世木庵性瑫（一六一一〜一六八四）。

\* 証明の阿闍梨…授戒会における三師七証の証明師。

\* 瀧山国分寺…大阪府和泉市国分町にある浄土宗白瀧山淨福寺。

\* 智海上人…奈良時代の法相宗の僧。楨尾山に登山して修行したとの説がある。この地は古くから、智海上人が

求聞持などの冥想修行を行った場所とされ、たまたま上人がした小便の尿を雌鹿が飲み、それに因って孕ん

で女子を出産し、その子が長じて光明皇后になったとの伝説がある。『大阪府の地名Ⅱ』（日本歴史地名大系

28・平凡社）一四〇二頁の国分村の項を参照。

\* 黔黎…人民、庶民。

\* 生公の説法…生公とは、生前の先生の意。圓忍律師が生前に語った説法の内容。ここでは、生前の圓忍律師が何か

の説法の節に、この国分寺のあたりの情景を語った通りに、実際の様子が同じであったと述べている。

\* 索詞…娑婆 (saha)、この世のこと。

\* 妄る…忘れる。

\* 禅悦為食…禅定によって得られた身心適悦を食とすること。華嚴経に「若飯食時 当願衆生 禅悦為食 法喜充滿」

とある。

\* 崢嶸…高く険しい様子。

\* 塵縁…世俗の諸縁。

\* 寛文改元…一六六一年

\* 比呼…苾芻・比丘 (bhiks) のこと。二十歳以上で具足戒（二百五十

戒)を受けた男性僧。

\*法起寺…奈良県斑鳩町岡本にある法起寺。

\*豊聡太子…聖徳太子

\*椽梁差脱す…家屋の垂木や梁が歪み違っていたり、抜けたりしている。

\*千手大悲呪…大悲心陀羅尼

\*忽爾…すぐさま。

\*蘇息す…生き返る。

\*稼穡將に槁れんとす…作物が枯れようとしていた。

\*太子山蔵王堂…法隆寺の裏山にあった蔵王堂。現在は蔵王堂

谷の字名が残る。

\*靉雲油然…黒雲が盛んに湧き起こる様子。

\*延宝改元…一六七三年

\*圓師…快圓恵空律師

\*四方僧坊…宗派に拘らず、身分に関わらず、どこ(四方)からでも、入門受戒できる律僧坊。

\*靡然…草木がなびくように、なびき従う様子。

\*網罟…あみ

\*大都…大体。あらまし。

\*丐者…乞食

\*凍餒…ごこえ飢える。

\*衲衣…弊布を裁綴して作った衣。

\*聖僧を供せん…徳の高い僧を供養する。また、羅漢供を行う。律寺では、羅漢供をしばしば行う。

\*俄然…にわかに。

\*緘黙…口をふさいで黙る。

\*延宝五年…一六七七年

\*極楽寺…法隆寺の北約八〇〇メートルの所にあった寺院。明治以降、廢寺。現在は斑鳩町の極楽寺墓地となっている。

\*脇席を沾さず…脇を寢床(席)に付け、濡らすことはなかった。

つまり、寢床に寝ず、坐睡していた。『正法眼蔵』「行持(上)」巻に、「第十祖波栗湿縛尊者は、一生、脇不

至席なり。」とあるに同じ。

\*利物…衆生を利益すること。物とは、一切衆生をさす。利生。

\*泥曰…涅槃。入滅。

\*緇白哀慟…出家も在家も共に悲しみ嘆く。緇とは緇衣(僧侶)をさし、白とは(白衣)俗人を示す。

\*考妣を喪するが如し…(あたかも自分の)父母を亡くしたように用いた。考とは、亡くなった父。妣とは、亡くなった母。

\*金口の教勅に遵じて…仏の口より出たみ教えに従って。

\*分衣の法…衣わけ。形見分け。律僧は三衣一鉢しか所持していないので、その所持品を遺弟に分ける。通常、

四十九日が済んで行われる。

\*潜然…ひっそりとして

\*五八の禁戒…五戒(在家戒)や八齋戒のこと。

\*修善要法集…信士修善要法集(上・中・下、三卷又四卷)。

延宝二年(一六七四)頃に刊行。在家のための戒律書。  
\*初学要法集…観行要法集(初学要法集)(上・中・下二卷、四卷)。

寛文八年(一六六八)十月(於法隆寺蔵王堂谷・閣務庵にて著す)。延宝二年(一六七四)四月刊。仏門初

学者のための冥想書。

\*海、臘淺徳非にして…(筆者)超海は、比丘になって年数も浅く、徳も少ない。

\*正徳三年・一七二三年

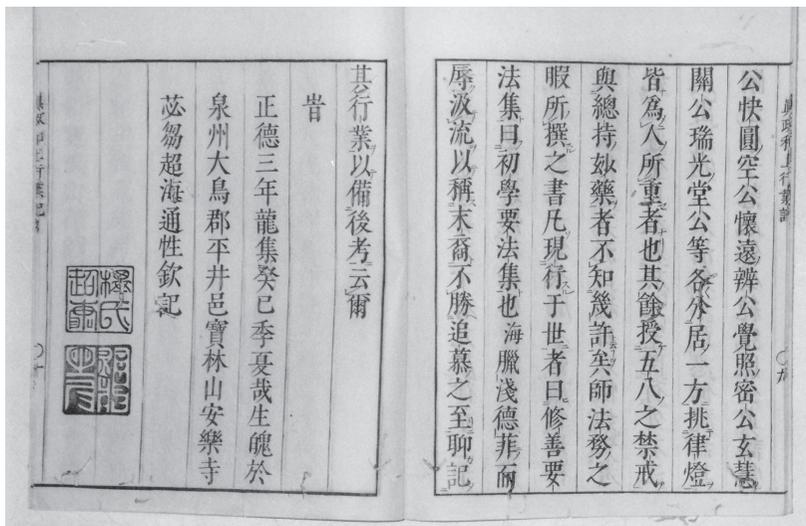
\*龍集…(紀年の下に添えて用いる)一年。歳次。

\*季夏…陰暦六月

\*生魄…陰暦十六日の月。既望。

\*安樂寺…堺市中区平井にあった神鳳寺一派の寺。明治期あたりに廢寺。現在その地には黄檗宗海岸禪寺がある。

\*超海通性…神鳳寺派の律僧・超海房通性。神鳳寺一派僧名帳には、「具戒得時宝永六年霜月廿日卯時上分中 宝曆九年十一月晦日遷化僧臘五十俗七十九」とあるから、生年は一六八一年で、一七五九年に七十九歳で円寂したことが分かる。



『真政律師行業記』九丁裏・十丁表

〔本文〕(十一丁 初めより)

圓忍和上行業記跋

夫れ、\*至人 物を成し務めを開く。功勳の頼る所、遠きかな。我が老祖圓忍和尚は\*叔世に傑起して、修道 倫を絶し\*揚化百端なり。其の徳光掩う可からず。\*蹤を望んで奔波作札する者、草に風を加うるが如し。独り\*永の戒手を接して、律徒を慈育し、法灯相伝えて\*爪蹠綿綿として、今に\*臻て其の\*余暉盛んなるを見る。曾て\*戒山律師、伝を撰して、世に行なわること久し。\*粵に超海律師、未だ其の事実を尽くさざるを嗟なげいて、全伝を作して、斯れを後に貽す。蓋し、遠を忘れずして、千歳の下、人をして興起せしめんと也。不肖、随喜するに勝たえず。\*野偈両章を系けて以て賛すと。

其の一

昔年梁棟の器

物を済いて禅思を照らす

曾て圓通の席に主たり

也た鳥岳の基を開く

金剛神呪秀で

\*草繫古風遺る

律苑の好\*優曇

一根万枝を生ず

其の二

\*汪汪たる徳海 比肩を過ぐ

密観秉持誰か先を争わん

没後佳名猶お\*籍籍

公為に史を修して残篇を続ぐ

\*難波金光明国分寺比丘\*晴雲拜書

\*享保十一丙午年仲春吉辰

\*鏤梓檀主 \*踞尾邑 \*北村氏重治

和泉国大鳥山神鳳僧寺藏板

(語注)

- \*至人…充分に道を修めた人。
- \*叔世…末世、末代。
- \*揚化百端…様々な形で多くの衆生を教化すること。
- \*蹤を望んで…行跡を慕い望んで。
- \*永の戒手を接して…賢俊良永律師の戒律の手ほどきに接して
- \*爪蹠綿綿…子孫(弟子)が長々と続くこと。爪蹠とは、大きな爪から小さな爪へとつながる様子。
- \*臻…(良い状態に) 至る(及ぶ)。
- \*余暉…夕方の残照。夕日。
- \*戒山律師、伝を撰して…野中寺の戒山慧堅律師は、『律苑僧宝伝』を撰述して。
- \*粵に…ここに。
- \*野偈両章…下手な偈(徳を讃えた四句からなる詩文)である
- 二つの文章。
- \*草繫…草繫比丘のこと。
- \*優曇…優曇華(udumbara)。二千年に一度咲く花と言われる。
- ここでは、誠に希有なる逸材の喩え。
- \*汪汪…度量がゆつたりと広い様子。
- \*籍籍…やかましく言いはやす様子。
- \*難波金光明国分寺…大阪市北区国分寺にある撰津の国分寺。

江戸時代、神鳳寺第二世快圓惠空律師によって律院として復興された。

\*晴雲・神鳳寺派の律僧・晴雲房性遍。神鳳寺一派僧名帳には「具戒得時 延宝四年正月十七日辰時中分 正徳五乙未年六月廿八日示寂」とあり、生年は不詳であるが、正徳五年（一七一五）に入寂したことがわかる。具足戒を受けたのが延宝四年（一六七六）であるから、恐らく一六五七年頃の生年と推測される。

\*享保十一…一七二六年

\*鏤梓檀主…版木印刷の出版費用を出した施主。

\*踞尾村…一九四二年に堺市に編入。現在の堺市西区津久野付近。

\*北村氏重治…北村氏は踞尾村の名主で、神鳳寺の檀越であった。神鳳寺の知行地があった泉尾新田（大阪市大正区泉尾）は、和泉踞尾村の北村氏が開墾し、和泉の「泉」と踞尾の「尾」を取り合わせ「泉尾新田」と名付けられ、幕府の許可を得て神鳳寺に寺院維持のために施入された。

（解説ノート）

一、近世戒律復興の概観と『行業記』について

我が国に正式に戒律が流伝したのは、言うまでもなく鑑真和上からである。和上は後に唐招提寺に入るが、天平勝宝六年（七五四）東大寺で多くの僧俗に授戒し、ここに戒律伝播の嚆矢となる。これより戒壇院での四分律による通・別二受による受戒法が定まり、こ

こに我が国に正式の比丘が創出されることとなった。しかし、その後長く戒律は廃れ、鎌倉期の嘉禎二年（一二三六）に西大寺叡尊律師が東大寺戒壇院で、覚盛、円晴、有厳らと共に自ら仏誓を立て、自誓受戒して、再び南都に戒律復興の気運が高まる。

さて、時を経て再び近世期に戒律復興の流れが起こる。その先駆となったのは、俊正明忍律師である。高雄山晋海僧正の弟子であった律師は、当時の墮落した僧風を嘆き興律の志をたて、たまたま三輪山麓で同じく興律の志を懐く法華宗徒の慧雲夢海に邂逅し、共に意気投合して西大寺に赴き律部の経疏を学んだ。さらにここで西大寺僧・友尊僧全に会い、三者が盟約を結んで慶長七年（一六〇三）に梅尾山高山寺に登り、春日・住吉の両神前において好相を祈り、三聚淨戒通受法によって自誓受戒し、ここに近世初めての通受比丘が誕生したのである。また彼らの正法再興の篤志に共感した晋海僧正から、律院建立の資財援助がなされ、楨尾山に西明寺平等心王院が再興され、以後ここが戒律復興の根本道場となったのである。

この後、西明寺で受具し比丘になる者が多く出ることとなった。その中で明忍律師の意志を受け継ぎ、西明寺で受具した賢俊良永は、高野山に帰り円通寺（新別所）を復興し（二六一九年）、これを戒律の道場とする。また良永律師は法隆寺北室院を兼務し（二六二二年頃）、ここを万代不朽律の道場にするなど、新しい戒律復興の気運が起こる。さらに、良永律師より受具した円通寺二世の真政圓忍は、早々に円通寺を弟子の快圓惠空に譲り、自らは法隆寺北室院に転住し、良永律師の律風を敷衍していくことに努めた。一方、円通寺三世・惠空律師も早々に高野山を辞し、泉州鳳に大鳥山神鳳寺を建て、圓忍律師を首座に迎え、ここを四方僧坊となして、神鳳寺一派が起こる。（二六七三年）

また一方、槇尾の真空了阿律師の弟子で西明寺で受具した慈忍慧猛律師は、西明寺を退衆し後に河内の青龍山野中寺を四方僧坊として再興し、野中寺一派を興すことになる。(一六七〇年) こうしてここに、西明寺・野中寺・神鳳寺の「律の三僧坊」が通受比丘養成の如法僧坊として成立し、以降は多くの比丘を輩出することにも、近世戒律復興の流れに大きな展開をもたらすこととなる。(二)

この『真政和尚行業記』は、神鳳寺一派の律僧である超海通性律師が、その序に「開祖の徳を尊び遺恩の深きことを省みて、詳に伝記を輯し後昆に残さんと欲す。」とあるように、正徳三年(一七二二)に本文を編集したことが分かる。圓忍律師の伝記については、已に『律苑僧宝伝』(一六八九年刊・資料一)や『本朝高僧伝』(一七〇二年刊・資料二)にその略伝が所載されている。正徳三年は、圓忍律師の遷化三十七回忌にあたる年であり、『行業記』跋文を記した性遍律師は正徳五年には亡くなっているため、正徳三年頃に通性律師を中心とする神鳳寺一派で圓忍律師の詳細な伝記を編纂する動きが起ったことが推察される。(三)その後、序文が享保五年(一七二〇)に妙弁律師によって追記付加され、結果的には享保十一年(一七二六)に上梓され、神鳳寺から発刊されている。この享保十一年は、圓忍律師の五十回忌に当たる年であり、神鳳寺の檀越であった北村重治氏の支援を受けて、律師の伝記が神鳳寺から出版されたと同われる。また、本文内容については、通性律師は圓忍律師の遷化後の一六八一年頃の生まれであることから、生前の圓忍律師の行跡を直接知る由もなく、律師の生前をよく知る当時の神鳳寺派の長老格であった妙弁律師や性遍律師に、生前の圓忍律師の行跡を聴聞して、伝記内容を編集したことが推察される。

## 二、真政律師の行跡(『行業記』本文について)

真政圓忍律師は、慶長十四年(一六〇九)四月二十日に現在の石川県金沢市専光寺町(吉藤村)で生まれた。姓は窪田氏であり、母方は長谷氏とあるから、恐らくは武士階級の出身と思われる。幼少の時から、仏教に帰依し、經典を好んで読み、出家の志があり、非凡であったようである。十四歳の時、現在の金沢市寺町にある真言宗行基山伏見寺に入り、快玄阿闍梨に就き、十五歳で得度し沙弥になる。その後、真言密教の加行を行い、十八歳の時に高野山に登ったとされる。ここで、律師は宝光院の真乘房長青阿闍梨に師事する。『金剛峰寺折負輯』によれば、阿闍梨は奈良の平群郡五百井の出身であり、幼少の時から大変聡明であり、若年でありながら、徳川家康が二条城で行った法論の席に招かれた、高徳の三十名の僧の中に列する程であつたとされ、高野山きつての学匠として知られた阿闍梨であった。(四)圓忍律師は、この阿闍梨から密教の伝法灌頂も受け、三密加持の觀行に専念して修行し、当時学僧としてもそれなりに名を馳せていたのであつた。その後、京都嵐山にある智福山法輪寺の有以阿闍梨に就き、道教流の密教の伝授を受けている。この有以阿闍梨については、大正大藏經所載の『幸心鈔』(No. 2498)の奥書に「佛子親快判、交合畢、法輪寺金剛佛子有以。正徳二壬辰載晚冬二十一日於洛東客舍傳寫功畢、金剛生法子照玄五十七歳」とあり、照玄が書写した正徳二年(一七二二年)以前に「幸心鈔」の校合を行った人物として記録が残っている。有以阿闍梨は、恐らくは当時の密教の事相家であり、幸心流をはじめ諸流を研究し、道教流の密教も伝承していたのであろう。

さて、この道教流の密教がどのようなものであつたのか、詳細は

分らないが、圓忍律師が有以阿闍梨の下で修学したのは、『行業記』では良永律師の新別所へ入る前のように記載されており、二十歳代の事のように思われる。しかし、『律苑僧宝伝』や『本朝高僧伝』では、明暦の頃、律師が勝尾山に隠遁した数年の間の出来事のように記されており、四十歳代の事であるのかも知れない。

専ら、密教修行と教学に勤む律師であったが、その志は、次第に戒律の習得に向かう。『行業記』に律師の言葉として「仏門の要ただ三学に在り。三学の中、戒を前陣となす。前陣若し敗せば後軍何ぞ進まん。しからずんば先ず戒足を固せんには。」とあるように、三学の内戒学は最も重要であるという信念が、律師の心中深くに生じたからであろう。ちょうどこの頃、槇尾山西明寺で受具した賢俊良永律師が、高野山に戻り新たに円通寺（新別所）を再興して（一六一九年）戒律の道場となし、良永律師を中心に戒律復興の動きが高野山に起こり始めたのであった。<sup>(四)</sup> 圓忍律師も、この戒律普及の動きに啓発を受けて良永律師に相見し、沙弥戒を受けることとなり、弟子として薫陶を受けることとなった。圓忍律師が、良永師から沙弥戒を受け正式な師弟関係になった時期は、はっきりはしないが、恐らくは良永師の最晩年であり、寛永十八年（一六四一）以降のことであると推測される。

戒律重視の仏教者は、戒律のみ遵守することが目的ではない。三学の戒学は、あくまで定慧を成就するための基本学であり、それ故、戒律者が禅定に勤しむのは当然のことであろう。ここで良永師が授けた冥想法は真言密教で修学する阿字観であった。近世真言律の修行者が、護持嚴守するのは専ら四分律であり、またその実践として専ら修する冥想法は、月輪観や阿字観である。『行業記』に「一朝豁然として省悟して四肢軽安なることを覺う。」とあるように、圓

忍律師は阿字観の実践に日々精進し、阿字本不生の悟境を深められたことがここに伺え知れる。

正保二年（一六四五）、律師が三十七歳の時、神鳳寺一派僧名帳によると九月二十一日に圓忍律師は円通寺にて通受自誓により受具したことが分かる。その後、比丘として良永師に依止し律学の習得することとなるが、正保四年（一六四七）六月六日に良永師は、享年六十三歳にて入寂し、圓忍律師はその後を継ぎ円通寺第二世となった。この円通寺（新別所）は、弘法大師の甥であった智證大師円珍が開基した寺であり、東大寺の勸進聖であった俊乘房重源が隠遁し念仏三昧を行った旧跡でもある。この地に後に常陸国牛久藩主となった山口重政の支援助力を受けて、良永師が再興した寺院であった。そうして復興された寺院ではあるが、明暦二年（一六五六）の春に火災により焼失する。その後、圓忍律師の代になり、牛久藩第二代藩主山口弘隆の資財寄進を以て再興されることとなった。ここで、律師の人となりを示す話が記されている。律師は、平生質素な生活をしており、書信に使用する紙も粗末なものであった。また、手紙の内容も世事に及ぶことなく、余計なことを書くことがなかったらしく、このことが諸侯をして「真の大沙門なり」と感服せしめたことがエピソードとして、『行業記』には記されている。これは正に質素儉約を旨とする律僧としての律師の人となりを示す証左と言えよう。

さて、高野山円通寺の住持になった律師であったが、慶安二年（一六四九）の四十一歳、了性明空律師の堅い要請により、法隆寺北室院の住持となった。この明空律師は、良永律師が西明寺で受具した時の同門であり、西明寺で五夏已満の後、早くも北室院において顕密二教を講義するなど、良永律師とともに法隆寺北室院で仏教

の復興、戒律普及につとめた律僧である。また、明空律師の小伝は、『律苑僧宝伝』や『本朝高僧伝』にも所載されており、法隆寺良訓の著した『補忘集』には、春日大社参道の帰途、西を向き念仏坐亡した律僧として記述され、当时有徳の律僧として世に知られた名僧である。(五)

また、圓忍律師は寛文年間以前の四十代後半から五十代前半は、盛んに冥想修行に打ち込んでいたことが分かる。そんな時期の出来事として、和泉の国分寺での遊行の様子が記されている。この国分寺とは、現在の大阪府和泉市国分町にある浄土宗白瀧山浄福寺のことであると考えられる。この浄福寺の裏にここでの記述通りの滝があり、その川辺に「飛泉の側に石窟あり。纔かに膝を容る可し。」と符合する岩窟が存在する。律師はこの岩窟で坐禅三昧の修行をされ、三日間寝食を忘れ深い禅定三昧に入られた。また、摂津勝尾山の山中に姿をくらまして、数年間ここで冥想修行に励んだことも記されている。このように、律師の三学修道への真摯な姿がここからは読み取れるが、こういった修禅の学的・実践的立場は、後に『観行要法集』として明確に著され刊行されることとなった。

ところで、律師が勝尾山中に隠遁したとされる明暦から万治年間の数年間は、律師の消息が不明となっている。何故、勝尾山で修禅に勤む必要性があったのか。『行業記』には、「師、深く修禅に便あるを愛して、跡を此の山中に晦まし、精練すること数歳。」と記されているだけである。ここには、「深く修禅に便あるを愛して」とあるが、坐禅の修行をするのに便利であるとは、単に勝尾山が人里離れた静寂な環境にあり、坐禅するには格好の場所であったという理由であろうか。私見として、この時律師は黄檗の隠元禪師に実は参禅していたのではないかと推測するのである。

この頃の日本仏教界には大きな動きが見られた。それは、明国からの隠元禪師の来朝である。この明国から国師級の高僧が来日したことは、当時の仏教界に大きな影響を与え、禪師の下へ多くの修行者が参じたという。実は、明暦元年（一六五五）に妙心寺禪律派の龍溪和尚の招きにより、隠元禪師は高槻の普門寺に入寺している。寛文三年（一六六三）には、禪師は黄檗山萬福寺に移り、完成した法堂で祝国開堂を行っているが、禪師は萬福寺を開くまでの約七年をこの普門寺に滞在しているのである。当時、禪師には幕命により普門寺よりの外出は堅く禁じられ、寺内に衆会面会する人数も制限されていたのであった。この普門寺と勝尾山とは、直線にして約五キロメートルばかりの距離であり、仮に圓忍律師が普門寺にいる隠元禪師に相見参禅したとして、正に勝尾山は「修禅に便ある」地であることは、容易に想像し得るのであり、時期もまさに符合するのである。しかも、もと黄檗僧であり、鉄眼禪師の直弟子であった戒山慧堅律師が著した『律苑僧宝伝』の圓忍律師伝には、「又、黄檗山に至り、禅旨を隠元琦禪師に叩く。禪師、甚だ之を稱道す。」と記されており、律師が悟境を禪師に呈し、禪師がこれを肯った旨が、この記事から読み取れるのである。(六)

圓忍律師は、寛文五年（一六六五）二月に、萬福寺で木庵禪師が開いた第二次黄檗の授戒会に尊証阿闍梨として招請され、この雪安居にはその高弟快圓惠空律師と共に登壇し、中国僧の結制に加わっている。黄檗山での授戒会は三壇戒会であり、当時はすべて黄檗宗（中国人）比丘によって行われており、唯一日本人比丘として、他宗である律師が、三師七証の七人の証明師の一人として選ばれているのは、極めて異例の事と言える。つまり、当時律師は日本の比丘僧として中国僧に認められていた訳であり、この授戒会に出仕した

功に対して、隠元禪師から示偈が、また木庵禪師からは法語が贈られていた。こういった経緯から考えれば、寛文五年以前に恐らく圓忍律師と黄檗僧である隠元禪師、木庵禪師との間には、それ相当の交渉があったことが推測され得る。律師が勝尾山に滞在し修禪に打ち込んでいた数年間に、黄檗側との親交があった可能性は高いと考えられる訳で、事前に深い交流があったが故に、黄檗山での授戒会の証明師として律師が招請されたのではなからうか。<sup>(7)</sup>

寛文元年（一六六一）には、圓忍律師は高野山円通寺を快圓比丘に、北室院を真讓比丘に譲り、自らは斑鳩の法起寺に隠居し、以後は荒廃した法起寺の復興に尽力することとなる。寛文八年（一六六八）夏には、大干魃があり、村人の要請で法隆寺の裏山にある龍池で請雨の秘法を修して、雨が降るという効験があったとされる。この年十月、六十歳を迎えた圓忍律師は法隆寺の裏山にあたる蔵王堂谷の閻務庵（覚無庵）住み、『観行要法集』を起草したことが、同書の序文から分かる。

寛文十三年（一六七三）三月には、高弟快圓恵空律師の尽力により、大鳥山神鳳寺が律宗南方一流総本寺の四方僧坊として幕府に公認され、恵空律師の招請により、六十四歳になった圓忍律師が中興として迎えられ、首座となっている。以後、神鳳寺は江戸時代の律宗の三僧坊の一派として広く知られ、幕末まで五百名以上の比丘を輩出する戒律の道場ととなったのである。律師は、これにより神鳳寺一派の祖師として仰がれ、神鳳寺一派では法会回向の際、必ず「圓忍祖師菩薩」と名号を読誦することとなっている。この頃、律師は法起寺と神鳳寺を行き来しながらも、僧俗問わず多くの大衆を教化し、律僧として広く戒律普及に尽力したのであった。また、律師には吝嗇の心がなく、貧者には惜しみなく布施を行い、律師が人に語るこ

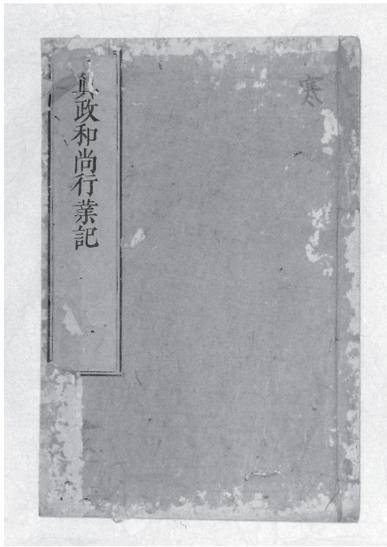
とはなかったが、幾つかの奇事靈異があったことが、この『行業記』には記されている。<sup>(8)</sup>

後に、江戸の靈雲寺の開基となる浄嚴律師についての伝記である『浄嚴大和尚行状記』延宝二年（一六七四）春三月の記事には、「東山の栗田口天王坊歡喜院の裏、臥雲庵に寓居す。因に真政圓忍律師、修善要法集、観行要法集各四冊を撰述して、梓行し玉ふ間、其の校讐を助く。……圓忍律師、湛海和尚、吾師、三人相語て、其道冥に合せり。」とある。<sup>(9)</sup>これによると、江戸中期の真言宗の名僧である生駒宝山寺・湛海律師と浄嚴律師がたまたま上京していた圓忍律師に邂逅し共に仏道を語り合い意気投合し、両師が圓忍律師の著書である『修善要法集』、『観行要法集』の校訂に助力したことが伺い知れる。なお、『観行要法集』は、その刊記から延宝二年四月に刊行されているので、両師の校閲協力を得て京都で上梓刊行されたことがこれによって分かる。

延宝五年（一六七七）十二月二十五日、圓忍律師は法起寺に於いて最期を迎える。純空恵照律師に法起寺を譲り、弟子を集めて遺訓を垂示し、手に外縛印を結び、阿弥陀仏の名号を唱え死期に臨んだ。その時、看病をしていた侍者が、念仏の要旨とは何かと問取したと言っているのである。これに対して、律師は心と仏と衆生の三は、みな無性（無自性）である。無性の性を以て、阿弥陀仏の名号を唱えるところを問酬して、念仏をして入寂したというのである。如何にも、有徳の律僧としての面目躍如たる最期であると感慨を覚えるところであるが、この律師の末期の一句は、『華嚴経』の「夜摩天宮菩薩説偈品」の「心仏及衆生、是三無差別」の句を想起させるものであり、真妄一如、無差別空の境地から発せられたものであり、律師の悟境の深さが偲ばれる。また、この律師の末期の消息は、後に掲げる『律苑

僧宝伝』の「真政忍律師伝」にも詳しく記述されており、当時この話は律僧衆にはよく知れ渡っていたことが伺い知れる。

さらに、律師の嗣法の高弟には、慧忍泰然律師、純空恵性律師、真讓練性律師、快圓恵空律師、懷遠堯弁律師、覚照如密律師、玄慧智閑律師、瑞光密堂律師などがおり、これらの弟子の活動により、神鳳寺一派の戒律普及は一層推進されることとなった。尚、本稿で書き下し翻刻した『真政和尚行業記』（享保十一年版本・写真）は、行圓律師所蔵本を底本とし参照した。



『真政律師行業記』表紙

注(一) 拙論「近世初期における戒律復興の一潮流」四天王寺国際仏教大学・人文社会学部・第三七号(二〇〇四年三月)一頁、二頁参照。

(二) 超海通性律師は、「神鳳寺僧坊記」(寺伝縁起)や靈驗記など唱導本の作家として当時は著作活動をしている。「近世真言律僧の唱導・勸化 超海通性筆『薬師如来瑞応伝』『瑞応塵露集』の論法を通して」加藤基樹・宗教民俗研究(一一二)参照。

(三) 『金剛峯寺諸院家折負輯』(続真言宗全書) 三六頁参照。

(四) 前掲、拙論「近世初期における戒律復興の一潮流」参照。

(五) 前掲、拙論「近世初期における戒律復興の一潮流」二五頁(三四)参照。

(六) 戒山慧堅律師は、普門寺で隠元禪師に参禅した龍溪性潜和尚とは、その高弟寂門道律を介して深く関わっていたので、圓忍律師が隠元禪師に参禅していたことも聞き知っていたのではあるまいか。拙論「黄檗僧妙幢浄慧とその戒律論書について」四天王寺大学紀要第五〇号(二〇一〇年九月)など参照。

(七) 『黄檗文化人名辞典』(思文閣出版) 一六三頁参照

(八) 神鳳寺については、『日本における戒律伝播の研究』(元興寺文化財研究所・二〇〇四年)に所載されている。「神鳳寺一派僧名帳」や拙著「神鳳寺の歴史」など参照。

(九) 『宝山湛海伝記史料集成』(宝山寺・昭和三十九年刊) 六六頁参照。

#### 『真政圓忍律師年譜』

天正 四年(一五六七) 俊正明忍、京に生まれる。(中原氏)

天正十三年(一五八五) 賢俊良永、対馬に生まれる。(添氏)

天正十六年(一五八八) 明忍(二十一歳)、晋海につき出家。

慶長 七年(一六〇三) 明忍、慧雲、友尊、栴尾高山寺にて自誓受戒し、

栴尾山に律院(西明寺・平等心王院)を興す。

慶長十四年(一六〇九) 四月二十日 圓忍、賀州石川郡吉藤郷に生まれる。

(姓・窪田氏、母・長谷氏)

慶長十五年(一六一〇) 三月二十一日 良永、明忍の勧めにより、栴尾山に

登り慧雲のもとで受具。

六月七日 明忍、対馬にて入寂。享年三十五歳。

元和 九年（一六二三） 十四歳 圓忍、加賀の伏見寺・快玄につき出家得度。

寛永 四年（一六二七） 十八歳 圓忍、高野山・寶光院長青より灌頂を受く。

嵯峨・法輪寺の有以阿闍梨につき道教の密儀を学ぶ。

寛永十八年頃（一六四一） 圓忍、圓通寺に入り、良永に師事す。

正保 二年（一六四五） 九月二十一日 圓忍、圓通寺にて通受自誓して受具。

三十七歳

正保 四年（一六四七） 六月六日 良永、圓通寺にて入寂。享年六十三歳。

三十九歳 圓忍、圓通寺第二世となる。

慶安 二年（一六四九） 四十一歳 圓忍、了性律師の請いにより、法隆寺北

室院の住持となる。

明暦 二年（一六五六） 春 圓通寺、火災にて消失。その後、山口弘隆の援

助により、圓通寺を再興。この頃、圓忍、和泉国分

寺、撰津勝尾山などに篋もり修禪に勤しむ。

寛文 元年（一六六一） 五十三歳 圓通寺を快圓比丘に、北室院を真讓比丘

に譲り、法起寺に隠居し、法起寺復興に努む。

隠元禪師、宇治に黄檗山萬福寺を開創。

寛文 五年（一六六五） 二月 圓忍、第二次黄檗授戒会に尊証阿闍梨として

招請され、この冬安居、快圓と共に登壇し過冬。

寛文 八年（一六六八） 夏 太子山龍池に請雨の秘法を修し奇瑞あり。

六十歳 十月 法隆寺藏王堂谷・閣務庵（覚無庵）にて「観

行要法集」を起草する。

寛文十三年（一六七三） 三月 神鳳寺（律宗南方一流物本寺大鳥山神鳳寺）

六十四歳 が幕府公認四方僧坊となる。快圓の請いにより、圓

忍が神鳳寺中興、首座（一臘）となる。

延宝 二年（一六七四） 三月 京都粟田口の天王坊歓喜院にて、湛海師、淨

敬師と語り意気投合する。両師、修善要法集、観行

要法集の校訂を手伝う。

延宝 五年（一六七七） 十二月二十五日 圓忍、法起寺にて入寂。法起寺を

六十九歳 純空比丘に譲る。

快圓、神鳳寺第二世となる。

〔資料一〕\*『律苑僧宝伝』巻第十五 所載

大鳥山神鳳寺真政忍律師伝

律師、諱は圓忍、字は真政。賀の石川郡窪田氏の子なり。母は長谷氏、懐孕の時、体に悩無く、慶長十四年四月二十日に生まる。幼にして\*端重、仏乘を慕い、嬉戯を好まず。釈典を見て、輒ち\*躍然として\*耽読す。人、之を奇として曰く、「此の児、当に釈門の法器と為るべし。豈に\*塵網に能く\*縻れんや」と。甫め十四にして州の伏見寺快玄闍梨に師事し、訓誨を聴く。十五にして\*難落し、瑜伽の教を習う。十八にして\*金剛峯に登り、寶光の長青公に従い、両部の灌頂を稟く。乃ち、名を寺に籍し、\*義学に従事す。\*慧解濬発し、議論群を軼ぐ。是に於いて名は法苑に震う。

時に賢俊の永律師、方に毘尼の法を圓通に開く。師、其の徳を慕い、竟に\*造る。一面して契合し、遂に従いて沙弥戒を受く。俊、授くるに阿字觀の法を以てす。夙夜修習し、未だ嘗て少しも怠らず。日に惟だ一餐、脇席を沾さず。之を積むこと久しく、一旦、忽ち四体輕安を覚ゆ。此より心益ます明にして、行益ます峻なり。

正保二年、師、年三十七なり。通受法に依り、具足戒を納め、而して毘尼の学、是に於いて\*暢通す。四年、俊公、将に入滅せんとす。師に囑して、住持の位に補す。慶安二年、又た了性律師の遺命を承けて、南都北室律院を\*董席す。凡そ、\*澁まるる処に、盛んに毘尼を唱えて、緇白風を望みて至り、皆な其の\*津済に従う。偶々、撰の勝尾に入る。山林の秀茂なるを見て、甚だ所懐に適う。乃ち、其の中に棲み、精修して輟めざることを数歳なり。後に洛西の法輪寺に往く。寺主有以闍梨は、秘密の学に深し。師、之に従い、道教流の奥旨を究む。又、黄檗山に至り、禅旨を隠元琦禪師に叩く。禪師、甚だ\*之を稱道す。會天、大旱なり。民、方に\*殿屎し、師に雨を禱るを請う。乃ち請雨法を修す。忽ち、雲騰り雨澍ぎ、\*率土に充洽す。

寛文十二年、泉の神鳳寺を以て、\*釐めて四方僧坊と為し、子孫をして\*輪

流看守せしむ。蓋し、高弟快圓の空公の請に応ずるなり。時より厥の後、

\* 緇侶の至る者は日に多くして、律風益ます展ぶ。師、岡本山法起寺に住して年有り。其の梵宇仏塔<sup>＊</sup>廢頽するを以て、乃ち工に命じて修治せしむ。俄に微疾に<sup>＊</sup>違う。而るに觀誦弛まず、已にして疾病し。時に法起の修造、功未だ竟らず。因て純空の照公に囑し、繼いで寺事を董さしめ、并せて其の席を主らしむ。一旦、諸弟子を召し、別れを言う。無量寿仏の名を専念す。弟子、進みて問うて曰く、「未だ審らかならず。老和尚、如何が安心の念仏」と。

師、曰く、「諸仏と我と及び衆生の類、三皆な無性。此の無性の性に住して、仏号を唱う。更に何ぞ生を恋い死を怖るること有らんや」と。言い訖りて、又た念仏すること一兩声。外縛印を結びて、\* 恬然として化す。禪に入るが如く然り。實に延宝五年十二月二十五日なり。世寿を享くること六十有九。僧臘三十又三。其の徒、全軀を奉じて、極樂寺に遷る。嗣法の門人、慧忍の然、純空の照、真讓の性、快圓の空等若干人なり。三帰五八の戒を受くる者、\* 指屈するに勝ず。師、平常、\* 持守に謹みて、\* 進修に篤し。且つ、性極めて仁慈、生命を見れば必ず之を贖い以て放ち、巧者を見れば、輒ち己を減じて以て与う。著す所の書に、修善要法三卷、觀行要法集三卷有り。学者に伝播す。

藤谷厚生

\* 『大日本仏教全書』第一〇五卷「戒律伝來記外十一部」一七五頁参照

(語注)

\* 『律苑僧宝伝』・野中寺の戒山慧堅律師が、中国・日本における持律の大徳三百六十余人の伝記を編集し、元禄二年(一六八九)に刊行した律僧の伝記。全十五卷。

\* 端重…立ち振る舞いが、正しく丁寧であること。

\* 躍然…いきいきとした様子。

\* 耽読…読みふけること。

\* 塵網に能く縻られんや…(どうして)煩惱によって外界の対象に惑わせられて、心が執られることがあるるか。(反語)

\* 薙落…剃髪。髪を剃り、出家すること。

\* 金剛峯…高野山(金剛峯寺)。

\* 義学…俱舎、唯識などの仏教学。

\* 慧解滂発…智慧によって教理を理解することが、どんどんと深まること。

\* 造る…いたる。進んで行く。

\* 暢通…学問の意義によく通じて理解すること。

\* 董席…監督すること。

\* 泣まるる処…管理監督する所。

\* 津済…渡し場。ここでは、衆生を済度する教え。

\* 之を稱道す…律師(の悟境)を肯う。

\* 殿屎…苦しみうめくこと。

\* 率土…天下。全土。

\* 輪流看守…順番に輪番が交替し監督すること。

\* 緇侶…僧侶

\* 廢頽…(建物が)すたれくずれること。

\* 違う…あう。であう。

\* 觀誦弛まず…観は、冥想。誦は經文を誦誦すること。冥想や誦誦の修行をやめなかった。

\* 恬然…静かに安らかな様。

\* 指屈するに勝へず…指で数え切れない程であった。

\* 持守…戒律を厳守すること。

\* 進修…修行に精進すること。

(資料二) \* 『本朝高僧伝』卷第六十三 所載

泉州神鳳寺沙門圓忍伝(律苑僧宝伝第十五・\* 良訓補忘集)

釈圓忍。字は真政。窪田氏、賀州石川郡の人なり。母は長谷氏。悩無くして誕まる。幼にして仏乗を貴び、玩具を好まず。能く釈典を誦す。年、甫め十四にして、本州の伏見院に入り、快玄阿闍梨を師とし、\* 出離の法を学ぶ。翌歳、\* 落髮し、諸密呪を習う。十八にして金剛峰に上り、宝光院長青大徳

に従う。両部の灌頂を稟け、義論に名有り。去りて賢俊に圓通寺に謁す。信を生じて随侍し、沙弥戒を受く。俊、授くるに阿字觀の法を以てす。注念して年久しく、一旦、省を發す。此れより、四体輕安にして、解、遍く行進す。

正保乙酉、年三十七、通受の法に依り、具足戒を納む。毘尼の学、心に隨い通幽す。四年丁亥、囑を承けて席に補す。慶安二年、南都上宮皇院を董す。尤も持守に謹み、且つ修に勇進す。\*飛走の命を憫み、必ず購いて以て放つ。

寒乞の者を視ては、己を減じて軋ち与え、\*法の檀度と為す。\*黑白化に投ず。凡そ、\*至莅する所、興建して\*續を底す。撰の勝尾山に遊び、\*秀粹、懐に適う。

\*餅錫たちま乍ち移し、\*戒修して世を忘る。後に嵯峨の法輪寺に如く。有以阿闍梨に就いて、道教流の密軌を伝う。時に隱元の琦公、黄檗山を開く。結制して衆を集め、又た戒法を授く。忍、一夏掛搭し、律範を\*扶匡す。一時、久早あり。忍、\*法零を修す。雲騰り雨降り、\*九野、周く澍う。

寛文十二年、快圓の請を以て、神鳳寺に移る。又た岡本山法起寺に住す。俄に\*違和に違ひ、弥陀仏を念す。諸弟子を召し、\*永訣を伸ぶ。告げて曰く、「諸仏と我と及び衆生類、三皆な無性なり。此の無性の性に住して、而も仏号を唱う。更に、何ぞ生を恋い死を怖れんや。」外縛印を結びて、恬然として化す。延宝五年十二月二十五日なり。享年六十九。坐臘三十三。極樂寺に葬らる。\*稟戒の神足は、慧忍の然、純空の照、真讓の性、快圓の空、若干人なり。述ぶる所の書に、修善要法と觀行要法集、各三卷有り。

\*『大日本仏教全書』第一〇三卷 「本朝高僧伝 第二」八二二頁参照

(語注)

\*『本朝高僧伝』・臨濟宗の卍元師蛮和尚が、古今各宗の著名な僧侶一六六二人の伝記を編集し元禄十五年(一七〇二)に刊行した高僧伝。全七十五卷。

\*良訓補忘集・『法隆寺良訓補忘集』法隆寺伝来の仏像・仏具・調度あるいは文書・伝記等を寺僧良訓が元禄享保間に詳細に筆記した文書。『統々群書類従』第十一所載。

\*出離の法・三界を解脱する教え。仏の教え。

\*落髮…出家すること。

\*通幽…のび広がり行きわたること。

\*飛走…鳥やけもの。禽獸。

\*法の檀度…仏法での布施波羅蜜。

\*黑白…出家と在家。

\*至莅…管理監督した所。

\*續を底す…優れた業績を成し遂げた。「底す」とは、「至る」(到達する)の意。

\*秀粹…(情景が)優れて美しいこと。

\*餅錫…僧が所持する鉢盂と錫杖。

\*戒修…持戒して修行すること。

\*扶匡…助け力を添えること。扶助。

\*法零…密教の修法による雨乞い。

\*九野…全土。九州。

\*違和…病氣。

\*永訣…長の別れ。死別。

\*稟戒の神足…(具足戒を)受戒した優れた弟子。

